

事例問題に基づく法律知識ベースおよび 論争システムを活用した法創造教育

Case Problem-Based Education for Creative Legal Minds Using a Legal Knowledge Base and Debate System

吉野 一* 加賀山 茂* 櫻井成一郎* 新田克己** 鈴木宏昭*** 太田勝造****

*明治学院大学法務職研究科 **東京工業大学大学院総合理工学研究科

青山学院大学文学部 *東京大学大学院法学政治学研究科

Abstract: The authors of this paper have studied the development of legal education methods for creative legal minds in order to encourage students to perform creative legal thinking. We define “creating law” as producing legal sentences which cannot be deduced from given legal knowledge. Our approach to education for creative legal minds comprises three principal methods, to: (1) give students case problems that are as realistic as possible and encourage them to solve the problems autonomously, (2) let students themselves construct a knowledge base to solve the problems using a legal knowledge based system, and (3) let students represent the claimant and the respondent respectively in a cyber moot court, have them produce target sentences, fact sentences and legal rule sentences to be applied in the context of the argument about a case, write a legal memorandum to prove the target sentences from the fact and the legal rule sentences, and perform “oral” arguments using a legal debate system. We have practiced these methods at several law schools’ courses and confirmed that they are very useful in facilitating students’ capability to develop legal sentences creatively.

Keywords: legal education for creative legal minds, problem methods, legal knowledge base, legal debate system

1. はじめに

現代の社会状況は急激に変化しグローバル化している。それに対応して、創造的な問題解決能力を備えた法律家を育成することが急務となっている^[1]。しかし、従来の、伝統的な法学教育は、これに十分に 대응することができていない。それは、講義による法的知識の一方的な教授を中心とし、学生にはまず知識の部品や体系を与えるという方法であり、学生が興味を持ちにくく、知識の実践的意味を理解しにくく、知識の定着率が低いという欠点があった。そして創造的思考を促進せず、かえって、知識が少しでも不足すると問題解決できないという硬直した思考様式の弊害をもたらした。また知識が十分にある場合でも、覚えたパターンを少しでも逸脱すると、問題を解決できないことになってしまう。

そこで、われわれは、文部科学省科学研究費特別推進研究の助成を受けて、学生の創造的法的思考能力を育成する教育、すなわち、「法創造教育方法の開発研究」^[2]を行い、その成果を教育実践している。

法創造教育方法を開発するためには、われわれは、次のようなアプローチをとった。法創造の理論的基礎を解明する。すなわち、法適用過程における法創造の推論の構造を明らかにした。制定法における法解釈の事例分析および米国ロースクールでの教育事例の分析を行い、実務と教育における法創造の実際を解明した。上記とで解明された原理に基づいて法創造教育方法を開発した。それは、プロブレムメソッドを中心にして、ケースメソッド、ソクラティックメソッドおよびディスカッションメソッドを、支援システムを活用して、融合的に用いる方法である。そして法創造教育支援の諸システム（法律知識ベースシステム、ソクラティックメソッド支援システム、法的論争システム、e-Learningシステム）を開発し、それを活用した（図1参照）。

Hajime Yoshino*, Shigeru Kagayama and Seiichiro Sakurai
Meiji Gakuin University

Hiroaki Suzuki Aoyama Gakuin University

Katsumi Nitta Tokyo Institute of Technology

Syozo Ota Tokyo University

*E-mail:hyoshino@ls.meijigakuin.ac.jp

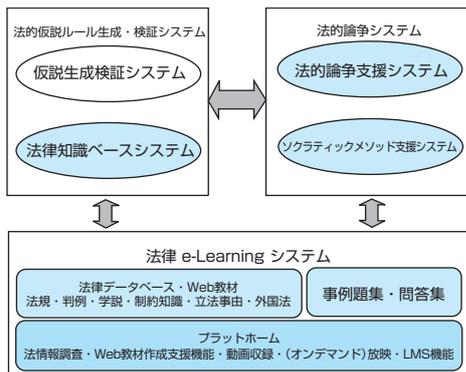


図1 法創造教育支援システムの構造

本稿では、法律知識ベースシステム（以下、法律知識ベース）と法的論争支援システム（以下、論争システム）に焦点を絞って紹介する。

2. 法創造的思考力

法創造とは、既存の法的知識から演繹できない法文を創設することであると定義する。法創造という、人はまず立法のことを思い浮かべるが、法を適用する過程においても法の創造は行われる。法の適用は、法規の単なる自動的な適用でなく、法創造的な思考活動を含むのである。

法適用過程における法的推論の構造は図2に示される。

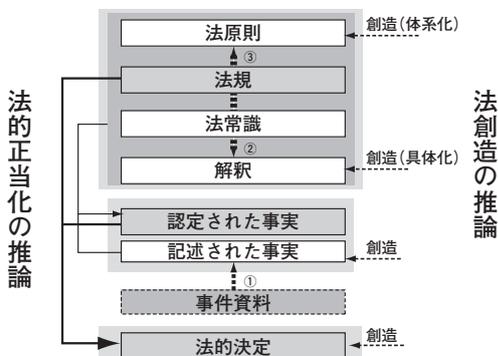


図2 法適用における法創造推論

法適用の推論は、相互に関連する法的正当化の推論と法創造の推論から構成される。法創造の推論は法的正当化が成り立つ方向で行われる。法的決定自体、創造されるものである。法的決定が法規と認定された事実とから論理的に演繹され正当化される（太実線）ためには、認定された事実が正当化されることが必要であり（細実線）、そのためには、事件資料からの事実文の創設（図の点線 に対応、点線 以降も同じ）、法規と事実を架橋する具体化の解釈文の創設、そして 諸法ルールを体系化する法原則の創設という法創造推論が行われる。

法創造的思考力とはこれら三つの法創造推論を行う能力である。法創造教育の目標は、学生がこれらの法創造推論を行う能力を育成することにある。

3. 改善内容と方法

(1) 事例問題に基づく方法

創造的法的思考を育成するための、前提として必要な基本的な教育方法は、事例問題を解決するという仕方での教育するプロブレムメソッドである。プロブレムメソッドは、アメリカのロースクールの基本的な教育方法として発達したものである^[3]。われわれは、これをさらに次の方向で発展させた。すなわち、問題として、できるだけ生の事実に近いリアリティのある事例問題を学生に与え、その解決を学生自身に考えさせるという方向である。法的知識の習得も、問題解決過程で学生が主体的に獲得していくというアプローチをとる。そうすることによって知識の実践的意味を理解し、法的知識の定着性を増すことができるのみならず、創造的思考能力が育成される。（学生の学習過程で、グループによる協調学習の手法をとることもある。）

われわれは、リアリティの豊かな事例問題として、法律事務所での弁護士と依頼人のインタビュー・シーンや実際に起きたあるいは起こりそうな事件のシーンのビデオによる事例問題（3種類）および裁判に提出される手紙、ファクス、内容証明、契約書、インタビュー記録からなる事件資料の形の事例問題を作成した（5種類）。そして、これらの教材は、法創造教育支援システムに掲載し、Web上でアクセスできるようにした。

このようなリアリティの高い事例問題に基づいて、その問題解決の作業の中で法創造的思考をより効果的に育成するために、法創造教育支援システムを活用する。

(2) 法律知識ベースを活用した法創造教育^[4]

法律知識ベースは、事例問題に対する法の適用の推論を行い、法的判断とその根拠となる推論過程を示すとともに、法的知識（の構造）自体を参照することのできるコンピュータシステムである^[5]。それは法律エキスパート

システムあるいは法律人工知能とも呼ばれる。われわれはこの度、法律知識ベースLES-7を開発した。LES-7は、事例問題と解くべきゴールを選択して、推論を実行すると、法適用の結論（効果）と理由（要件）を細部まで示すことができる（図3参照）。

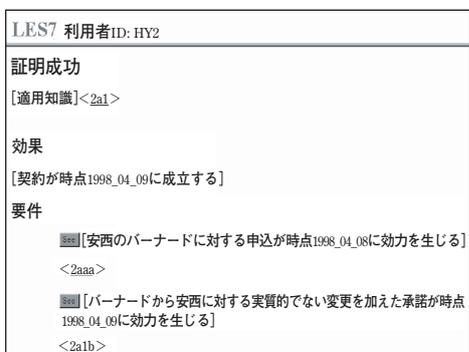


図3 LES-7の法適用の判断と理由説明

法律知識ベースを法学教育に利用する方法はいろいろあるが、ここでは、学生自身が問題解決の中で、法律知識ベースを用いて、法的知識を体系化していく方法を紹介する（図4参照）。

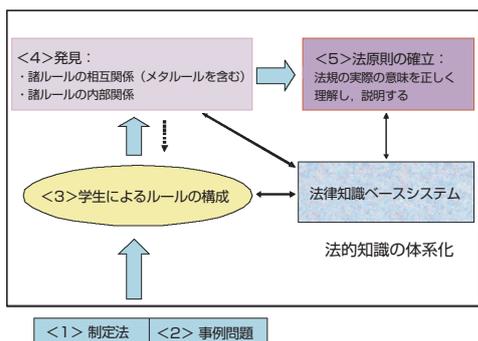


図4 法律知識ベースを用いた、制定法と事例問題から知識を体系化する学習のプロセス

学生には、<1>制定法と<2>事例問題が与えられる。<3>学生は、事例問題に対して適用可能な法条を制定法の中から見つけ出し法律知識ベースのルールとして構成していく。<4>下さるべき法的判断を正当化するという目的から見ていくとき、学生は、条文の要件部の内部関係をよく把握するとともに他の条文との相互関係を発見していくことが大切である。このようにして与えられた問題に対して法的判断を正当化できるルール群が構成されると、さらに別の事例問題が与えられる（<2>）。学生は、そのルール群の適用から逆に正しくない判断が証明されてしまうことに気づく。そこで学生はその事例について正しい判断を証明できるようにルール群の改訂を行う（<3>）。適切に改訂がなさ

れた場合には、さらに別の事例問題が与えられる。このような過程（平均改訂回数4回）を経て、最終的には、<5>学生は、どのような事例問題に対しても正しい解を論証できる統合ルールを確立できるようになる。

このようにして、学生は制定法の実際の意味を正しく理解し、適用し、また人に説明することができるようになるのである。この法律知識ベースを活用して、学生自ら事例問題の解決をしていくことにより、法的知識の実践的理解と法を体系的に構成する創造的法的思考力を獲得していくことができる。

(3) 論争システムを活用した法創造教育

われわれは、論争システムを利用したサイバー模擬裁判による法創造教育方法を開発し、教育実践した。授業の構成を図5に示す。

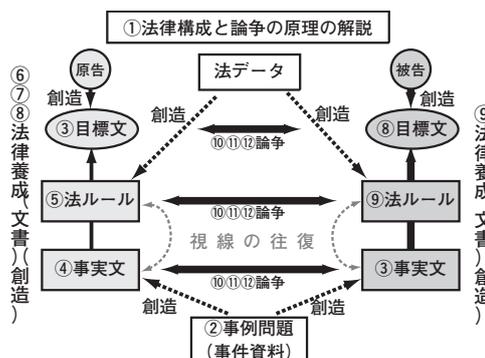


図5 事例に基づく法律構成と論争の法創造教育

教師が法律構成と論争の原理の解説を行う。われわれの一連の研究によって論理学的・知識科学的に解明された法創造推論の構造が、学生の法的思考と表現の枠組みとして機能する。事例問題（プロブレム）を学生に提示する。事例問題は、前述のような手紙、ファクス、契約書、広告パンフレット等からなる十数頁の事件資料である。学生は、弁護士として依頼人（原告）の要望に従い裁判に訴えて実現すべき目標文（例えば「被告は5万3千ドルを原告に支払わなければならない」）を創設する。

事件資料から、原告にとって法的に意味のあるどのような事実が存在するかを整理し、法事実文を創設する。事件資料は原告と被告と立場が違ふと異なって解釈できるように作られている。事件資料から法事実文を確定する過程も創造的行為である。制定法、判例、学説等の法データから、原告の目標文の正当化に役立つ適

用法を選択し、正当化の法ルール群を体系的に構成していく。(この能力育成に、前節(2)で述べた「法律知識ベースを活用した法創造教育」が貢献する。) かくして、目標文を法と事実から正当化する論理構築を行い、「法律構成文書」(裁判所に提出する準備書面の骨格をなすもの)を作成する。提出された学生の「法律構成文書」は、サイバー模擬法廷に表示され、各学生および教師により評価と添削がなされる。学生に他の学生の法律構成を評価させるのは、善し悪しを判断する評価能力を身につけてもらうためである。同様の作業()を、今度は被告の立場で行う。

最後に、サイバー模擬法廷で原告・被告の二つの立場に分かれて、また立場を入れ替えて弁論を行う。論争は、電子掲示板および本研究で開発された論争システムを用いて行う(図6参照)。

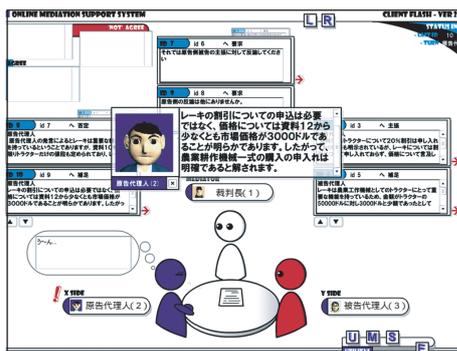


図6 論争システムによるサイバー模擬法廷

論争のログも掲示されるので、学生は自分自身の弁論と他の学生弁論の相互評価を行う。最後にこれらを教師が(掲示板上で)評価添削を行う。上記において、目標文、事実文および法ルール文の設定、そしてそれらを用いた法律構成は、創造的行為である。学生は自ら、最初は原告、次いで被告の立場に立ってこれらの文の創設を行い、また相手方との論争において論駁や弁護を行うことにより、法創造的思考能力を養うことができる。

4. 実践による改善効果

われわれは、これらの方法を、明治学院大学法科大学院における「リーガルメソッド」(2006年度受講生36名・14~15ページからなる事例問題3a, 3bおよび3cを使用),「法律と人工知能」(2005年度受講生11名),「基礎法研

究」(2006年度受講生19名・ここでは、PBLの協調学習の手法を取り入れ^{[6][7][8]}, 4グループに原告または被告を代理させ、勝ち抜きのトーナメント方式で模擬裁判を行った。51ページからなる国際商事仲裁模擬裁判2006年度問題を使用)の授業で、また慶應義塾大学法学部および大学院法学研究科における「法とコンピュータ」(2005年度11名)および「法律と人工知能」(2005年度4名)で実践した。その教育効果としては、リアリティの高い事例問題の解決を試みることにより、学生は教室事例を解くよりも積極的に(表1の質問1)参照)知識を獲得し、その実践的意味を理解していくことが確認できた(例えば、当初は申込と評価される書面を正確に指摘できなかったが、後には、授業で用いた事件資料を作り変え初見の問題を出題したにもかかわらず、67%の学生が正確に申込となる書面を指摘した)。事件資料から事実について不正確な記述しかできなかった者が、次第に正確に事実を記述できるようになった(4月の段階での事実整理課題の評価平均は、5段階で2.0であったが、同様の基準で6月中旬の事実整理課題を評価すると、平均3.1となった)。

正当化のために必要な法的ルールを学生自ら構成することは、個々の知識をパターン化して暗記することから脱却し、知識を体系化する創造的能力を養うことを促進した(契約の成立要件として、承諾の効力の他に申込の効力を挙げた学生が、当初は17.1%であったが、終了時には72.2%となった)。法を事実にあてはめ結論を正当化する法律構成の原理を学べたことにより、妥当で説得力のある論証を構築できるようになった(法律構成の課題を評価すると、終了時には82%の学生に成績向上の効果が見られた)。学生は、原告または被告と分けて論証を組み立てることによって、条文、判例、事件資料のプラグマティックな意味を評価し、利用し、異なった観点から論理構築できるようになった(85%の学生が、被告の法律構成をより緻密に考えた)。論争を通じて、論証を構成する諸命題の強弱と新たな視点に気づき、新たな(反駁)命題を創造することができるようになった。このようにして、学生自らによる知識の精練化と拡大化

が実現された（論争を通じて、法律構成文書では出なかった反駁命題を3個出すことができた）。掲示板や論争システムによる論争は、すべての受講者が論争に参加できるとともに、論争が参加者に吟味可能なデータとして記録され、それに対して学生自ら論評を加えることを可能にするという利点があった。

なお、今後の課題として残ったのは、システムの使い方に慣れるのに時間がかかったことである。

以上により、われわれが開発・実践した教育方法は、学生の法創造的思考の育成に効果があったと言える。授業効果の判定は、上述のような課題の成績評価および次の学生の授業評価アンケートに基づいてなされた。リーガルメソッド受講生に対するアンケート（回答者36人）は、各質問とも5段階評価で回答するもので、結果の一部は表1の通りであった。

表1 「リーガルメソッド」授業評価アンケート結果の一部（5点法）

1)13ページの事件資料からなる事例問題の法的解決を問われたのはよかったですか？	4.14
2)事例問題の事実の整理を行うことは法的思考と表現力の育成に意味があると感じますか？	4.31
3)原告と被告の異なる立場に入れ替わって立って、法律構成を行い、法律構成メモを作成することは、法創造的思考と表現力の育成に意味があると感じますか？	4.29
4)原告と被告の異なる立場に入れ替わって立って法律構成を行い、法律構成メモを作成したことで、法創造的思考と表現の能力は、以前に比べてより高くなったと感じますか？	4.06

法科大学院学生のアンケート評価は一般には厳しいが、今回の回答結果は、平均が4を越えるものが多く、本教育方法は高い評価を得たと言える^[9]（なお、明治学院大学法科大学院では、2006年度新司法試験において、受験者17名中8名が合格したが、このうち、リーガルメソッド受講者は7名いた。1科目の受講だけで合否が決まるわけではないが、リーガルメソッドを受講しない者の合格率は25%であったのに対し、受講者の合格率は54%であった）。

5．成果の共通性・拡大性

第1に、事例問題を解く過程の中で学生自ら知識を体系的に獲得していくという教育方法は、法学教育の分野のみならず、知識の単

なる受容では不十分で、体系的知識を自ら構成する必要があるような、すべての教育分野に応用可能であり、効果的な方法であると思われる。

第2に、法律知識ベースの利用については、専門的な法的知識は法に固有なものであるが、知識の構造や知識獲得の過程自体は、普遍的なものであり、すべての専門的知識に共通する構造を有しているため、本研究で実践された教育方法とその成果は他の分野の教育にも利用できると思われる。

第3に、知識と推論の論理構造に即したガイダンスを与えるというアプローチは、思考の訓練が重要性を持つ他の教育分野でも応用可能である。

第4に、掲示板や論争システムを用いたサイバースペース上の論争、特に、異なる立場に（入れ替わり）立って論争するというアプローチは、法学のみならず、相対的な解しか期待できないような分野において、よりよい問題解決を実現する能力を育成するために取り入れることができる。

最後に、学生の創造的能力の育成は、わが国のすべての分野の高等教育の緊急の課題となっていることを強調したい。

参考文献

- [1]吉野一: 法科大学院の教育 創造的法律家の養成に向けて. 自由と正義52, pp.64-77, 2001.
- [2]吉野一: 法創造教育方法の開発研究 法創造の科学に向けて. 人工知能学会誌19(5), pp.527-529, 2004.
- [3]Myron Moskovitz (畑浩人訳): 法学教育におけるプロブレム・メソッド. 月刊司法改革 17, pp.45-49.
- [4]Hajime Yoshino and Seiichiro Sakurai: A Knowledge-Based Systems Approach to Educating Creative Legal Minds. Proceedings of the ICAIL-05 Workshop Artificial Intelligence and Legal Education Bologna, pp.1-8, 2005.
- [5]吉野一編著: 法律と人工知能. 創成社. 4-14, 2000.
- [6]井上明: PBL (Problem Based Learning) による情報リテラシー教育. 同志社大学大学院総合政策科学研究科紀要Vol.7, No.1, pp.61-81, 2005.
- [7]Donald R. Woods (新道幸恵訳): Problem-based Learning: How to Gain the Most from PBL. 医学書院, 2001.
- [8]Wade, JH: Meet MIRAT Legal Reasoning Fragmented Into Learnable Chunks. Legal Education Review, Vol. 2 No 2, pp.283-297, 1990.
- [9]実践による改善効果 ~ の詳細およびアンケートの結果については、CD-ROM資料参照。